

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第52号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)第14条の5第3号及び第4号並びに第14条の6第1項第1号及び第4項第1号
- (2) 相模原市消防団に関する条例(昭和28年相模原市条例第2号)第4条の2第1号
- (3) 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項
- (4) 相模原市消防団員の退職報償金に関する条例(昭和39年相模原市条例第44号)第6条第1号
- (5) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号)第6条第1号ウ

(相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市一般職の職員の分限に関する条例(昭和29年相模原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(相模原市表彰条例の一部改正)

第3条 相模原市表彰条例(昭和35年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号)第16条第1項
- (2) 相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成11年相模原市条例第44号)第17条及び第18条
- (3) 相模原市屋外広告物条例(平成14年相模原市条例第56号)第60条
- (4) 相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)第51条第1項
- (5) 相模原市行政不服審査法施行条例(平成27年相模原市条例第78号)第19条
- (6) 相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年相模原市条例第32号)附則第6項及び附則第7項
- (7) 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例(令和4年相模原市条例第33号)第19条

(相模原市障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 相模原市障害者扶養共済制度条例(平成21年相模原市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」と

いう。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。))の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第1号の規定による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例第14条の6第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第4項(第3号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第3号の規定による改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例第14条第1項及び第5項、第15条第1項(第1号に係る部分に限る。))並びに第18条第4項並びに相模原市職員の退職手当に関する条例第18条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。